

医科点数表の解釈 令和4年4月版

Web追補 No.15 (令和5年8月号)

令和5年8月9日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和5年7月31日 保医発0731第12号 (令和5年8月1日適用)
 - 令和5年7月31日 保医発0731第14号 (令和5年8月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の通知・事務連絡が発出されています。『[診療報酬関連情報ナビ](#)』の[診療報酬関連情報データベース](#)より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その50)」(令和5年6月16日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その51)」(令和5年6月27日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その52)」(令和5年6月28日医療課事務連絡)
 - ・「オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により診療等を実施する場合における確認について」(令和5年7月4日医療介護連携政策課・医療課事務連絡)
 - ・「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」(令和5年7月10日保発0710第1号)
 - ・「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合における診療報酬等の請求の取扱いについて」(令和5年7月19日医療介護連携政策課・医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その53)」(令和5年7月19日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その54)」(令和5年7月24日医療課事務連絡)
 - ・「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合における対応等に対する疑義解釈について」(令和5年8月3日保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療介護連携政策課・医療課事務連絡)
- 「医療機器の保険適用について」(令和5年7月31日保医発0731第13号)により、「INDIGOシステム」(EPJメディカルサービス株式会社)が令和5年8月1日から暫定価格(448,000円)で保険適用されています。
令和5年8月1日から同月31日までに行われた療養は、暫定価格を適用することとし、同年9月1日以降は、新たに設定する機能区分及び保険償還価格が適用されます。

頁	欄	行	変更前	変更後
443	右	上から12行目	RET融合遺伝子検査	RET融合遺伝子検査, HER2遺伝子検査 (次世代シーケンシング)
443	右	上から17~18行目	(令 4. 4.28 保医発 0428 6) (令 4.10.31 保医発 1031 4) [黄色網かけはWeb追補No.6にて改正済み]	(令 4. 4.28 保医発 0428 6) (令 4.10.31 保医発 1031 4) (令 5. 7.31 保医発 0731 12)
493			[D023微生物核酸同定・定量検査「3」淋菌核酸検出の所定点数(204点)を準用する項目として追加] ◇ A群β溶血連鎖球菌核酸検出は、15歳未満のA群β溶血連鎖球菌感染が疑われる患者に対し、等温核酸増幅法により測定し、当日中に結果を説明した場合にD023微生物核酸同定・定量検査「3」淋菌核酸検出を準用して算定できる。なお、本検査とD012感染症免疫学的検査「18」のA群β溶連菌迅速試験定性又はD018細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。	
				(令 5. 7.31 保医発 0731 14)

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。